

# 「ひょうたんせんぱい」 デザイン使用の手引

(平成30年10月1日 第1版)



上富田町総務政策課まちづくりグループ

## ◆はじめに

この「使用の手引」は、「ひょうたんせんぱい」デザインを使用していただくためにまとめたものです。  
注意事項やデザインのルール等については、デザインガイドマニュアルを参照のうえ、広くご活用ください。

## ◆目次

使用の手続き、使用までの流れ

注意事項

デザインのルール

「ひょうたんせんぱい」デザイン使用承認申請書(第1号様式)

「ひょうたんせんぱい」デザイン使用届(第2号様式)

「ひょうたんせんぱい」使用内容変更申請書(第4号様式)

※「申請書」等は、『「ひょうたんせんぱい」デザイン使用取扱要領』における様式をいいます。

所在地：〒649-2192  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763  
上富田町役場総務政策課まちづくりグループ  
電話番号：0739-47-0550  
FAX番号：0739-47-4005  
H P： <http://www.town.kamitonda.lg.jp>

## ◆使用の手続き

「ひょうたんせんぱい」デザインを使用する場合は、申請が必要です。

(個人で楽しむ場合や報道機関が報道目的に使用する場合は、手続きを必要としません。)

### 使用目的

「ひょうたんせんぱい」は、誰からも親しまれ、また、町の知名度や好感度を上げるために町をPRするマスコットキャラクターですので、この目的にあった使用をお願いします。

### 手続き

※使用料は無料です。

#### 届出

##### <第2号様式を提出>

県内の地方公共団体が使用するとき。  
学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。  
報道機関等が広報の目的で使用するとき。

#### 承認申請

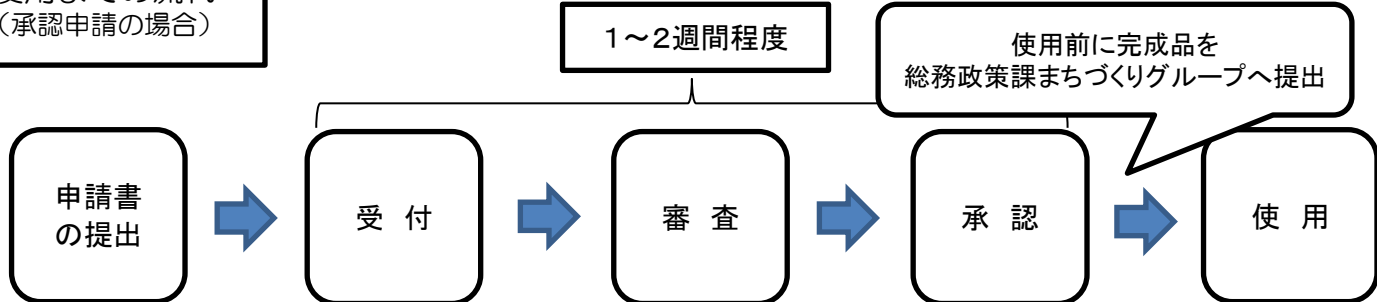
##### <第1号様式を提出>

(左記以外の場合)

申請書等の様式は、上富田町ホームページ内のひょうたんせんぱいのサイトからダウンロードしてください。

申請書等提出先＝上富田町役場総務政策課まちづくりグループ

### 使用までの流れ (承認申請の場合)



※修正等が必要な場合は、2週間以上かかることもあります。事前相談や早目の申請をお願いします。

### 注意事項

使用内容が下記に該当する場合は、使用をお断りすることがありますのでご注意ください。

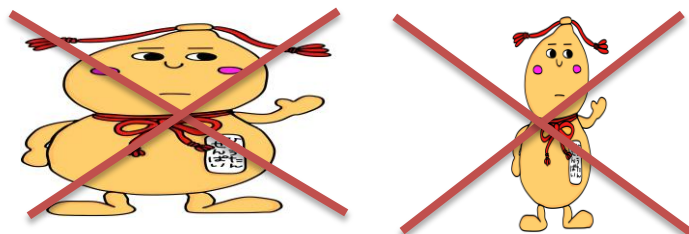
- ・主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- ・特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- ・町及び「ひょうたんせんぱい」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- ・町独自の事業又は町の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- ・法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ・次のいずれかに該当するとき。
  - ア 上富田町暴力団排除条例(平成23年上富田町条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ・その他町長が承認することが適当でないと認められたとき。

## ◆デザインのルール

デザインは、「ひょうたんせんぱい」のイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、大きさやレイアウト、色には特定の規則性を持たせています。

誤った使い方をすると本来の制作意図からはずれ、イメージの混乱を招くおそれがありますので、十分にご注意ください。そのほか、使用上の注意事項等は、デザインガイドマニュアルを参照願います。

### ■ 縦横の比率を変えない



### ■ 書き加えない、他のものを重ねない、取り除かない

### ■ 色を変えない

### ■ ひょうたんせんぱいを使用の際は、上富田町マスコットキャラクターであるということが分かるような表記をお願いします。

表記例



上富田町マスコットキャラクター  
「ひょうたんせんぱい」

### 遵守事項

- ・使用承認された内容により使用し、町長の付した条件に従うこと。
- ・(デザインガイドマニュアルにより)定められた色、形等を正しく使用すること。
- ・「上富田町マスコットキャラクター「ひょうたんせんぱい」と表記すること。
- ・デザインを使用する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。
- ・商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。
- ・承認に係る物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを、公表する前に速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- ・町長の求めに応じ、デザインの使用状況について報告すること。
- ・使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ひょうたんせんぱい」使用内容変更申請書(別記第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けること。

## ◆公共目的使用

広報啓発、報道、教育などの目的で使用する場合は公共目的使用になります。

### 主な使用例

#### ◇公民館など

- ・公民館報に掲載したい
- ・啓発グッズをつくりたい

#### ◇体育協会、競技団体など

- ・スポーツ大会のプログラムや機関紙に掲載したい
- ・チームのTシャツをつくりたい

#### ◇学校など

- ・校内行事のプログラムに掲載したい
- ・運動会の旗にマスコットを入れたい

#### ◇民間企業

- ・社内報に掲載したい(外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの)

### 使用許可申請について

標章やマスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ、「公共目的使用許可申請書(様式第1号)」に必要事項を記入のうえ、総務政策課まちづくりグループへ提出してください。  
なお、次に該当する場合は申請の必要はありません。

- (1) 体育協会及びこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- (2) 当町の構成団体である障害者福祉団体及び競技団体が使用するとき。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第5号)第1条に掲げる学校が使用するとき。
- (4) 報道機関が使用するとき。
- (5) その他町長が特に認めたとき。